

事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 2 0 日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するテレワーク等の活用について（依頼）

新型コロナウイルスに関連した感染症については、我が国でも感染者が確認されており、内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、関係各所を挙げて、さらなる感染拡大の防止に向けた対策を強化していくこととしております。

2月18日開催の第11回新型コロナウイルス感染症防止対策本部において、総理大臣、総務大臣から発言がありまして、感染防止については、多くの人が集まる場所における感染の危険性を少しでも減らすため、通勤ラッシュを回避するテレワーク（特に在宅勤務）や時差出勤の取組が有効な対策となることから、貴都道府県登録の旅行業者等に対して、可能な範囲で従業員のテレワークや時差出勤による勤務を積極的に認めるなど、これらの活用について特段のご配慮いただくよう周知をお願いいたします。

また、通勤を伴う場合も、政府から発信される最新の情報を収集していただくとともに、混雑する時間帯を避ける時差出勤や、従業員をはじめとする一人一人が咳エチケットや頻繁な手洗いなどの実施を心がけていただくなど、有効な対策についての周知をお願いいたします。

（参考）

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ  
（新型コロナウイルス感染症への対応について）

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

